

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

自治体システム標準化への移行に伴う、システムから出力される様式類等の改正のため。また、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(対象者) 第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する者（委員会が認めたときは、この限りでない。）で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定しているもの（以下この条において「児童及び生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) ……略…… (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの ア及びイ ……略…… ウ 生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の前年（1月から3月までの受給申請においては前々年）における保護者が属する世帯の年間総所得額を<u>生活扶助基準額、教育扶助基準額、住宅扶助基準額及び給食費基準額を加えたものを12で乗じた額</u>で除した値が100分の100以下となるもの エ及びオ ……略…… (認定) 第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査	(対象者) 第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する者（委員会が認めたときは、この限りでない。）で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定しているもの（以下この条において「児童及び生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) ……略…… (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの ア及びイ ……略…… ウ 生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の前年（1月から3月までの受給申請においては前々年）における保護者が属する世帯の年間総所得額を12で除した額から<u>住宅扶助基準額及び給食費基準額を控除したものを、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100分の100以下となるもの</u> エ及びオ ……略…… (認定) 第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査

のうえ可否を決定し、<u>認定児童生徒名簿により校長に通知するとともに、就学援助費認定通知書（第2号様式）又は就学援助費否認認定通知書（第2号様式の2）</u>により、就学援助申請者に通知する。	2 委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、<u>就学援助費入学準備金認定通知書（第3号様式）又は就学援助費入学準備金否認認定通知書（第3号様式の2）</u>により、入学準備金申請者に通知する。 3 委員会は、前2項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるときは、<u>就学援助申請書又は入学準備金申請書の記載事項を公簿（関連部署の資料を含む。）により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所等の意見を聴くことができる。</u> 4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、その理由を就学援助費支給申請却下通知書（第4号様式）又は就学援助費入学準備金支給申請却下通知書（第4号様式の2）により<u>通知するものとする。</u>
--	---

(取消し)

第9条 ……略……

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定児童生徒名簿により校長に通知するとともに、就学援助費認定取消通知書（第7号様式）又は就学援助費入学準備金認定取消通知書（第7号様式の2）により、受給者に対してその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、令和7年10月20日から施行する。

のうえ可否を決定し、<u>就学援助費審査結果通知書（第2号様式）</u>により、就学援助申請者に通知する。	2 委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、<u>就学援助費入学準備金審査結果通知書（第3号様式）</u>により、入学準備金申請者に通知する。 3 委員会は、前2項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるときは、<u>就学援助申請書又は入学準備金申請書の記載事項を公簿により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所等の意見を聴くことができる。</u> 4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、その理由を就学援助費支給申請却下通知書（第4号様式）又は就学援助費入学準備金支給申請却下通知書（第4号様式の2）により<u>通知し、当該申請書を就学援助申請者又は入学準備金申請者に返戻することができる。</u>
--	---

(取消し)

第9条 ……略……

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、就学援助費支給取消通知書（第7号様式）又は就学援助費入学準備金支給取消通知書（第7号様式の2）により、受給者及び校長に対してその旨を通知するものとする。

○立川市教育委員会就学援助規則

平成20年12月25日教育委員会規則第13号

改正

平成23年 2 月23日教育委員会規則第 1 号

平成28年 3 月24日教育委員会規則第 7 号

平成29年 9 月28日教育委員会規則第 3 号

平成30年 3 月23日教育委員会規則第 5 号

令和 2 年 3 月19日教育委員会規則第 3 号

令和 4 年 1 月27日教育委員会規則第 1 号

令和 5 年 1 月13日教育委員会規則第 1 号

令和 5 年11月 9 日教育委員会規則第13号

令和 6 年 3 月25日教育委員会規則第 7 号

立川市教育委員会就学援助規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒及び次年度に就学を予定している者の保護者に対し、予算の範囲内において必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な推進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する者（委員会が認めたときは、この限りでない。）で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定しているもの（以下この条において「児童及び生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 当該年度又はその前年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者のうち、児童及び生徒を就学させることが困難なもの
- イ 児童扶養手当を受給しているもの（第4条に規定する認定の後、当該認定をした日の属する年度において児童扶養手当の支給の全部の停止を受けたもの又は児童扶養手当を支給すべき事由が消滅したものを含む。）
- ウ 生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の前年（1月から3月までの受給申請においては前々年）における保護者が属する世帯の年間総所得額を生活扶助基準額、教育扶助基準額、住宅扶助基準額及び給食費基準額を加えたものを12で乗じた額で除した値が100分の100以下となるもの
- エ 当該年度において主たる生計維持者の失職、死亡、離婚等による家計の急変により就学させることが困難なもの又は当該年度において就学援助費の受給について否認定の通知を受けた後出生等により世帯の構成人員数に変更があったもの。この場合においては、年間総所得相当額により判定する。
- オ その他委員会が特に認めるもの
(申請)

第3条 就学援助（次項の規定による入学準備金の支給を除く。）を受けようとする者（以下「就学援助申請者」という。）は、年度ごとに就学援助費支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式。以下「就学援助申請書」という。）に、前条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であることを証する書類を添えて直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、就学援助申請者が前条第1号に該当するときは、その者に係る福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。

2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとするもの（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、就学援助を受けようとする者は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により申請をすることができる。

(認定)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、認定児童生徒名簿により校長に通知するとともに、就学援助費認定通知書（第2号様式）又は就学援助費否認認定通知書（第2号様式の2）により、就学援助申請者に通知する。

2 委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助費入学準備金認定通知書（第3号様式）又は就学援助費入学準備金否認認定通知書（第3号様式の2）により、入学準備金申請者に通知する。

3 委員会は、前2項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるときは、就学援助申請書又は入学準備金申請書の記載事項を公簿（関連部署の資料を含む。）により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所長等の意見を聴くことができる。

4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、その理由を就学援助費支給申請却下通知書（第4号様式）又は就学援助費入学準備金支給申請却下通知書（第4号様式の2）により通知するものとする。

(援助内容)

第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。

- (1) 学用品通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 新入学学用品通学用品費
- (4) 日光移動教室参加費・修学旅行参加費
- (5) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病を治療するものに限る。）
- (6) 学校給食費（立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校に在籍する児童又は生徒に係るものを除く。）
- (7) ハヶ岳自然教室参加費・スキー教室参加費
- (8) 卒業アルバム代
- (9) 入学準備金

(10) その他委員会が必要と認めるもの

2 前項の規定により支給する額は、別に定める。

(支給期間)

第6条 受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）に対する就学援助費の支給期間は、別に定める。

(支給方法)

第7条 就学援助費は、受給者に直接又は校長（未就学児については、就学を予定している学校の校長をいう。以下同じ。）を経由して支給するものとする。

2 前項の規定により、校長を経由して就学援助費を支給する場合は、受給者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。ただし、当該受給者が未就学児に係る入学準備金のみを受給する場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により校長を経由して就学援助費を支給する場合は、校長は、就学援助費振込先変更依頼書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により校長を経由して就学援助費を支給する場合において、学校が受給者より徴収すべきものがあるときは、校長は、これを差し引いた額を当該受給者に支給するものとする。

5 就学援助費は、金銭をもって支給する。ただし、金銭によることが適当でないと認めるときは、現物をもって支給することができる。

6 前各項の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費については、受給者に対して医療券を交付し、その費用を委員会が医療機関又は薬局へ直接支払うものとする。

7 第1項の規定により校長を経由して就学援助費を支給している場合において、当該就学援助費を受給者に直接支給することとするときは、校長は、直ちに校長口座振込解除依頼書（第5号様式の2）を委員会に提出しなければならない。

(変更)

第8条 受給者は、第3条の規定による申請に係る事項について、変更があったときは、直接又は校長を経由して委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届出を受けたときは、就学援助費受給児童・生徒に係る変動通知書（第6号様式）により、委員会に報告しなければならない。

(取消し)

第9条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第

2項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 対象者の要件を失ったとき。
- (2) 虚偽その他不正の申請により受給したとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定児童生徒名簿により校長に通知するとともに、就学援助費認定取消通知書（第7号様式）又は就学援助費入学準備金認定取消通知書（第7号様式の2）により、受給者に対してその旨を通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第10条 前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しを受けた者に対して既に支給された就学援助費のうち、受給資格がなく支給を受けたものについては、その全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

……略……

附 則

この規則は、令和7年10月20日から施行する。

就学援助費支給申請書（委任状兼振込依頼書）

※兄弟姉妹がいる場合は、一世帯につき一枚を提出してください。

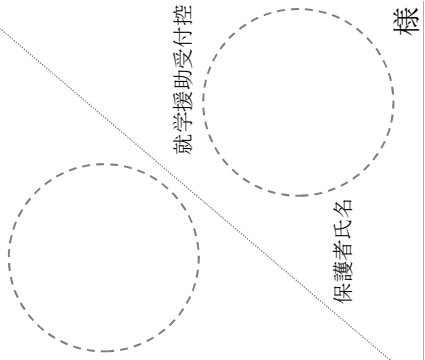
住所	(〒 -)		TEL 自宅		振込先金融機関	
保護者氏名	(フリガナ)	続柄	生年月日	職業・学校・学年	前年総所得(記入不要)	銀行
			・		円	信用金庫
			・		円	農協
			・		円	支店
国公立小・中学校 児童・生徒氏名	(フリガナ)		・	小学校 年	円	預金種別
			・	小学校 年	円	普通・当座
			・	小学校 年	円	口座番号
			・	小学校 年	円	※右詰で記入してください。
その他の家族氏名	(フリガナ)		・		円	口座名義
			・		円	※カタカナで記入してください。
			・		円	
			・		円	

住宅の形態 ※○をつける。	1. 持家 2. 賃貸 申請理由
A. 生活保護を受けている。 B. 児童扶養手当を受けている。 C. 左記2つに該当しないが、援助を必要とする。	

立川市教育委員会 殿	私は就学援助費を受給したいので、次の内容について同意の上、必要書類を添えて申請します。
・ 就学援助費の請求及び受領に関する事務手続きについて、就学先の校長又は教育委員会の主管課長に一切の権限を委任すること。	
・ 就学援助費が記載の口座に振込まれること。	
・ 学校が私から徴収すべきものがあるときは、就学援助費からこれを差し引き、校長を経由して差額分を支給すること。	
・ 立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況(所得)について、公簿(関連部署の資料を含む)等の調査を行うこと。	
・ 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うこと。	
年 月 日	保護者氏名 印
※自署の場合は、押印を省略することができます。	

教育委員会使用欄	世帯番号
適用月	
受付	入力
審査	住 所
住 世帯員	税
氏 名	全世帯員
有効期限	備考

※学校に届け出て銀行の口座(教材費等)を記入してください。



[illegible]

就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）

住所	(〒 -)					教育委員会 使用欄		
						世帯番号		
電話	自宅		携帯		所有者()			
氏名 (保護者の方)		続柄	生年月日	職業	前年総所得(記入不要)			
(フリガナ)			. .		円	適用月		
氏名 (新第1学年)		続柄	生年月日	入学予定校(国公立に限る)	学年	受付	入力	
(フリガナ)			. .	学校	新1年生			
(フリガナ)			. .	学校	新1年生	審査	住	
確認事項	☐ 国公立の <u>小学校</u> (通常学級)へ入学予定です。私立学校には入学しません。							
私立学校に入学する可能性があるため今回申請をしなかった方で結果として国公立の <u>小学校</u> に入学したときは、入学後に就学援助制度を申請し、支給要件を満たした場合に「新入学学用品費」として同額の支給を受けることができます。 入学準備金の支給後に、私立学校等へ入学したことが判明した場合は、全額を返還していただきます。						児	税	
氏名 (その他の家族)		続柄	生年月日	職業	前年総所得(記入不要)			
(フリガナ)			. .		円	転出入		
(フリガナ)			. .		円	転出・転入		
(フリガナ)			. .		円	異動日		
(フリガナ)			. .		円	通知	照会	
申請理由 (○をつける)	1. 生活保護は受けていないが、児童扶養手当を受けている。 2. 生活保護及び児童扶養手当は受けていないが、援助を必要とする。						備考	
住宅の形態 (○をつける)	持家 / 賃貸	賃貸にお住まいで、上記申請理由が「2」の方は賃貸契約書の写しを添付してください。 添付がない場合は、持家の人と同じ条件で家賃額の控除の適用をせずに判定処理をします。						
立川市教育委員会 殿 就学援助費入学準備金を受給したいので、次の内容について同意の上、必要書類を添えて申請します。								
- 私立<u>学校</u>へ入学することになった場合は、支給を受けた入学準備金を返還すること。 - 立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況(<u>所得</u>)について、公簿(<u>関連部署の資料を含む</u>)等の調査を行うこと。 - 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うこと。 - 就学援助費入学準備金下記口座に振り込まれること。								
年 月 日		保護者氏名			印			
※自署の場合は、押印を省略することができます。								
振込先金融機関		支店名		支店番号				
銀行 信用金庫 農協		本店 支店						
預金種別	口座番号		口座名義カタカナ					
普通 当座								

入学準備金受付控

保護者氏名

様

必要書類添付欄

裏面全面をお使いください。

【問合せ先】
立川市教育委員会
電話

様

立川市教育委員会

就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

認定日

認定区分

認定期間

認定理由

支給方法

金融機関名

口座種別

支店名

口座番号

口座名義人

備考

様

立川市教育委員会

就学援助費否認定通知書

就学援助費について審査の結果、次の理由により認定できませんでしたので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

否認定日

否認定理由

備考

1. この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、立川市を被告（訴訟において立川市を代表するものは立川市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 立川市教育委員会

様

立川市教育委員会

就学援助費入学準備金認定通知書

就学援助費入学準備金について審査の結果、認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

認定日

認定理由

支給方法

支店名

口座番号

認定区分

金融機関名

口座種別

口座名義人

備考

様

立川市教育委員会

就学援助費入学準備金否認定通知書

就学援助費入学準備金について審査の結果、次の理由により認定できませんでしたので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	児童生徒名

否 認 定 日

否 認 定 理 由

備 考

1. この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、立川市を被告（訴訟において立川市を代表するものは立川市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 立川市教育委員会

第 号
年 月 日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立 学校
校 長

就学援助費振込先変更依頼書

次の児童及び生徒に係る 年度分就学援助費については、校長の口座に振込み
をお願いします。

整理番号	学年	児 童 生 徒 氏 名	対象期間	対象費目
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費

※校長の口座への振込みを解除する場合は、直ちに、校長口座振込解除依頼書を提出すること。

第 号
年 月 日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立 学校
校 長

校長口座振込解除依頼書

次の児童及び生徒に係る 年度分就学援助費について、受給者に直接支給して
ください。

整理番号	学 年	児 童 生 徒 氏 名	対象期間	対象費目
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費
			☐ 1 学期 ☐ 3 学期 ☐ 2 学期 ☐ 通年	☐ 学用品通学用品費 ☐ 校外活動費 ☐ 卒業アルバム代 ☐ 新入学学用品通学用品費

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立 学校
校長

就学援助費受給児童・生徒に係る変動通知書

このことについて、次のとおり報告します。

認定取消・変更	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	取消・変更年月日			取消・変更の事由
						年	月	日	転出・特支入級 その他（ ）
						年	月	日	転出・特支入級 その他（ ）
						年	月	日	転出・特支入級 その他（ ）
						年	月	日	転出・特支入級 その他（ ）
生活保護開始・停廃止	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	異動年月日			異動事項
						年	月	日	要→準・準→要
						年	月	日	要→準・準→要
						年	月	日	要→準・準→要
						年	月	日	要→準・準→要
市内転校	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	異動年月日			転出先学校名
						年	月	日	立川市立 学校
						年	月	日	立川市立 学校
						年	月	日	立川市立 学校
						年	月	日	立川市立 学校

- （注）※認定取消の場合の認定取消日は、転出日や特別支援学級入級日等の前日とする。
- ※市外へ転居し、そのまま立川市の学校に就学継続（区域外就学）の場合も、認定取消となるため、提出する。
- ※生活保護開始は、準要保護から要保護に変更の場合のみ提出する。
- ※市内転校の場合は2部作成し、教育委員会と転出先校へ送付する。

教育委員会使用欄

電算処理日	記録簿処理	学校別記録簿処理

様

立川市教育委員会

就学援助費認定取消通知書

就学援助費について、下記の理由によりその認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	認定区分	児童生徒名

認定取消日

認定取消理由

備考

1. この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、立川市を被告（訴訟において立川市を代表するものは立川市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 立川市教育委員会

様

立川市教育委員会

就学援助費入学準備金認定取消通知書

就学援助費入学準備金について、下記の理由によりその認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

学 校	学 年	認定区分	児童生徒名

認定取消日

認定取消理由

備考

1. この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
2. この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、立川市を被告（訴訟において立川市を代表するものは立川市教育委員会になります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 立川市教育委員会